



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第94号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1993, 94, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78905
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第94号

1993年11月1日
吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

〈展 望〉	アスターナー一三号墓出土の族譜について……………山口	洋	1
〈雑 纂〉	中央アジア出土唐代領抄文書一覧（補遺）……………關尾	史郎	7

アスターナー一三号墓出土の族譜について

山 口 洋

はじめに

トゥルファン出土文書の中にいわゆる「族譜」が二件存在することは周知のことである。しかし文書がいずれも断片であったために譜の全体像が把握できず、更に譜主の郡望・姓氏・譜の所持者などの情報が欠如していたため省みられることがなかった。二件の族譜のうち、アスターナ五〇号墓出土の五断片については、馬雍氏が紹介を兼ねた基本的な検討をされたが（「略談有關高昌史的幾件新出土文書」〈『考古』一九七二年第四期、一九七二年七月〔同氏『西域史地文物叢考』文物出版社、一九九〇年六月、所収〕〉）、もう一件のアスターナー一三号墓出土の族譜については、全く取り上げられることがなかった。しかし一九九二年に、まず王素氏が「トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探」と題して本譜に対する検討結果を公表された（本稿は關尾史郎氏による邦訳が本会報に四回〔第七二、七三、七五、七六号、一九九二年一、二、四、五月〕にわたり分割掲載され、同時に『新疆文物』一九九二年第一期、一九九二年二月、に中文で掲載）。その内容は、①譜主の郡望と姓氏、②譜主の生きた時代の二点について、他の出土史料（主に墓表と文書）や編纂史料により比定しようとしたものである。また同年末に李裕民氏が「北朝家譜研究」（中国譜牒学研究会編／武新立主編『譜牒学研究』第三輯 書目文献出版社、一九九二年一二月）の第二章「北魏高昌某氏殘譜」において本譜の内容を検討された。李氏の論文は北朝時期の家譜の概観というものであり、本譜の専論ではないが、アスターナー一三号墓とアスターナ五〇号墓から出土した二件の族譜についてそれぞれ一章づつを割いて、その紹介と李氏自身の検討結果を述べたものである。このように従来扱われることのなかった出土文書に関して基礎的な研究が行われ、その成果が公表されることはトゥルファン出土文書の研究において大変慶ばしいことであるが、一方両者の見解に若干の差異があるのみならず、私としてもやや疑問に感ずる点も存在するので、その点を中心として本譜の再検討を試みたい。

I

それでは両論文についてその内容を要約しておきたい。

王氏の論文は、まず譜主の郡望と姓氏に関して、譜主の夫人の姓氏と郡望の分析・検討より解明を試みている。譜主の郡望については、本譜に記された夫人の孟氏・郭氏・衛氏の三氏のうち、郭氏・衛氏に郡望が記されていない理由を、この二氏が譜主と同じ郡望を有していたため省略されたと考

え、郭氏・衛氏二氏に共通する郡望である西平を史書より求めて譜主の郡望とする。また譜主が敦煌の大族である孟氏と通婚していることから、譜主を河西の大族と推定している。次に譜主の姓氏については、当時西平の大族であった麴氏・郭氏・衛氏・田氏・王氏・車氏のうち、譜主と姻戚関係にあった郭氏と衛氏を除く四氏の中のいずれかであると推測する。さらにアスターナー一三号墓出土の「高昌延昌卅（五九〇）年張氏妻馬氏墓表」・「高昌延和十二（六一三）年張順墓表」・「高昌義和四（六一七）年張順妻麴玉娥墓表」を検討の結果、次のように考える。まず「張氏妻馬氏墓表」によると張順は敦煌の人であり、妻馬氏は扶風の人で、両者は西平に関係がない。次に麴玉娥については墓表に郡望が記されていないが、五胡十六国時代に麴氏には金城と西平の二つの郡望があったことや、本譜が麴玉娥の随葬品と考えられることから、譜主の姓氏を麴氏であるとする。

さらに以上の推論を編纂史料と出土文物から傍証している。すなわち第一は、西平の大族がよく謀反を起こしたという事実から、西平の諸大族の関係が比較的緊密で諸大族間に姻戚関係が存在していたと推測し、本譜もその証拠の一つであるという。第二は、元来麴氏には金城麴氏と西平麴氏が存在し、麴氏高昌国の王族である金城麴氏のほかに郡望を示さない別の西平麴氏が存在する可能性をトゥルファン出土の麴氏に関する墓表・墓誌（全二〇方）の分析より指摘し、これを西平麴氏の末裔と考えて、麴玉娥の郡望を西平に比定できると主張する。

譜主の生きた時代については、本譜に記されている官歴から五胡十六国時代とし、譜主歆が驛馬護軍・太夏太守の任にあったことから、太夏郡・驛馬護軍さらに太夏僑郡を検討して、歆の驛馬護軍・太夏太守就任は西涼李暠の庚子元（四〇〇）年以降であると断定する。以下この歆の例をもとにすると、他の譜主の年代は後涼・西涼・西秦および北涼の時代にあたり、ある譜主に関しては、沮渠氏・閼氏・張氏・馬氏高昌国時代の可能性もあることを指摘している。

本論文は、族譜研究に欠くことのできない譜主の郡望・姓氏と生きた時代について解明した点が評価される。著者は族譜に記されたわずかな情報を手掛かりに編纂史料と出土文物を駆使して論証し、河西政権関係の零細な史料も活用しており、河西史研究の面からも興味深い論文となっている。

次に李氏論文であるが、まず本譜の出土したアスターナー一三号墓より出土した三点の墓表（「高昌延昌卅年張氏妻馬氏墓表」・「高昌延和十二年張順墓表」・「高昌義和四年張順妻麴玉娥墓表」）に記された年代から本墓の年代を隋代に比定して、本譜はそれ以前に本墓に廃紙として入ったとする。そして本譜の外見上の特徴として、本譜が図表を用いていること、人名が「方框」の中に記されており、その傍らに官歴を記してあること、男子が主体で夫人はその左側に列記されており、その姓と父の官職名が記されていることを指摘している。これらの点は王氏も簡単に述べられているところである。また本譜は左右各五代の人物が記載されているが、この部分は譜の一部分であり、篇題が失われているため、譜主の姓が不明であるとして、各代ごとに解釈と考察を加える。そして本譜上に記された各人物についてその官職名・郡名より人物の生きた時代と人物間の続柄を検討し、結論として次の三点を述べる。すなわち、第一に、本譜は河西大族のもので、名前より漢族である。また河西豪族と姻戚関係にあり、そのうちの一つは武威の大族孟氏である。第二に、本譜は北魏後期に作成された。第三に、本譜所載の官職・地名の多くは、『晋書』・『魏書』に欠けているところであり、ゆえに本譜の研究は前涼から北魏に至る歴史研究に新たな史料を提供する、という。

本論文には、本譜の基礎的検討において王氏の研究を超える成果は提出されていないが、本譜の理解の上で、太夏郡の解釈や本譜人物の続柄について、王氏と若干異なる見解を示されている。そこで両者の見解を検討するために、まず出土状況に関する報告と本譜そのものの形態的観察について確認しておきたい。

II

● 出土状況に関する報告

アスターナー一三号墓の発掘報告にあたる「一九七三年吐魯番阿斯塔那古墓群発掘簡報」（『文物』一九七五年第七期、一九七五年七月）には、本譜の出土状況についての詳細な報告はない。しかしアスターナー一三号墓に関しては、やや離れたアスターナ二〇六号墓から出土した「木雕彩繪武士俑」の胴体部分がこのアスターナー一三号墓の墓口より発見されたという報告があるので、おそらく過去になんらかの破壊が加えられている可能性があると思われる。すなわち本譜がどのような状態でアスターナー一三号墓中に置かれたかということは、その後の破壊の可能性を考えれば、厳密には突き止め得ないのが現状であろう。

●写真からの形態の観察

本譜の写真は最近出版された『吐魯番出土文書』第一冊（文物出版社、一九九二年一〇月。以下、『図文対照本』と略す）に収録されており、これによって本譜の形態や記述内容の確認が可能である。王氏は本稿において『図文対照本』をもって指摘されるが、本譜の形態について詳しく述べられなかった点もややあるので、以下筆者による本譜写真を観察した結果をも記し、あわせて若干の疑問を提出するとともに先の問題解決の一助としたい。

『図文対照本』（三三三頁）所収の本譜写真によると、本譜の残存部分の形態は、タテ約25cm・ヨコ約22～23cmの縦長の長形状であり、右端より三分の一の箇所において約4mm幅で上下方向に紙が継がれており（譜はこの継ぎ跡の上に記されている）、上方中央部と左右各中央部が共に内側に向けて欠損しており、このことから本譜の原形は横長であったと思われる。また本譜裏面における文字等の確認報告はなく、本断片中の継ぎ目上に本譜の文字が掛かっていることから、この継いだ二枚の紙から構成される残存部分は族譜として作成され、族譜としてそのままの形で本墓（アスターナー一三号墓）に収納されたものであるといえる。

次に記載の形式であるが、残存部分には左右二列の系譜が配され、その一列は均一の大きさの方形枠が左右一つずつ縦六段に並んでいる。この方形枠の右側に男子が記されており、その左側に夫人が記されている。女子で記されているのは配偶者である夫人のみで、他の女子は記載されていない。これらの人物はすべて実線で結ばれており、これによって人物の関係を示しているのであるが、これも男子が父子兄弟の間柄を示すのに対して、夫人は配偶者を示すのみである。またこれらの実線は十字に交差することはない。

本譜上端部には横方向の実線が複数引かれている。この実線の間には着色したと見られる痕跡が認められるが、何色であるかは白黒写真のため不明であり、また釈文本においても特に説明がない。しかし譜の最上段の男子は左右列ともにこの実線で結ばれており、この点からかかる実線もまた人物の続柄を表わしていると考えられる。また右側列上部の残存箇所にも六本、左側列上部の残存箇所にも五本の実線が見られ、左右において実線の本数に一本の差があるが、本譜上部中央付近が欠損しているため一本がどこにつながるかは明らかではない。しかし釈文本は、右列三段目の「雙」より左右列の間を上部の実線へ向って縦に引かれている実線があることから、上部の実線は続柄を表わしていると考えて、この実線と先の一本が結ばれるものと推測している。これらのことから、本譜実線が十字に交差することなく、しかも本譜残存箇所において右から左へ一本減っていることから、本譜は右から左へ記されているといえる。ただし、上部実線の右側欠損箇所に何が記されていたかが不明であるため、本譜左右列の人物間における関係はこの断片からでは明確にしがたい。以上の本譜写真の観察結果より、本譜上の人物の関係を示すと次頁の系図のようになる。

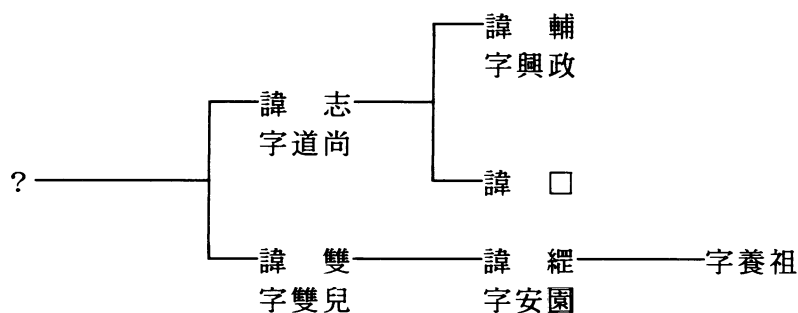
III

次に両氏の見解を含めて本譜に関する各問題点の検討をしてみたい。

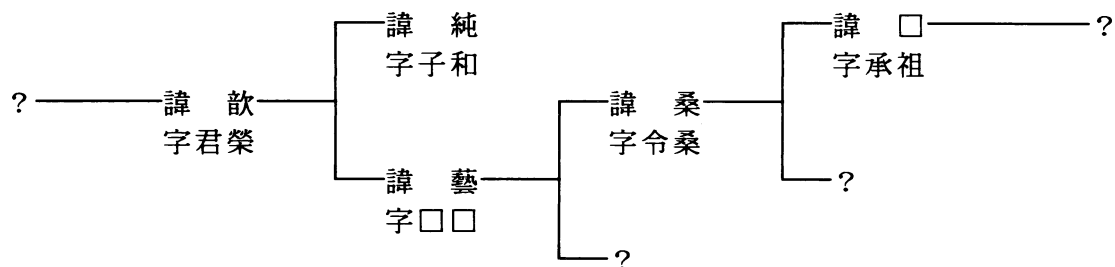
●出土状況に関して

王氏は本譜の出土状況に関して、残存状況から本譜は二次利用されて死者の服飾品として本墓に埋納

* 右 列



* 左 列



されたのではなく、本譜自身が随葬品として埋納されたと判断し、したがって本譜と墓主本人との間に深い関係があると推測される。これに対して李氏は、本譜は廃紙として埋納されたとのみ記し、本譜が二次利用された形で埋納されたと考えられている。この点については詳細な発掘報告がない以上、両氏がいかなる根拠をもとにかくのごとき見解を示されるのか不明である。そこで明快な答えは出しにくい。写真による本譜の残存状況を検討すると、王氏の指摘のほうに可能性があるように思う。それは本譜が左右こそ切れて欠損しているものの、その切れ方（破れた結果かもしれないような切り口であるが）はトゥルフアン出土文書によく見出されるような二次利用のためになんらかの形に成型された結果ではないように見受けられるからである（ちなみにアスターナ五〇号墓出土の族譜の写真を観察すると、こちらは靴の敷皮として用いられたため靴底の形に切断されており、その切り口は刃物で切断されたように見られる）。

● 譜に記された人物の続柄に関する理解について

次に本譜上に記された人物の関係について両氏の見解を検討したい。

王氏は本譜の人物の生きた時代をおおよそ五胡十六国時代後半の後涼・西涼・西秦・北涼時代とし、ある人物については沮渠氏・閼氏・張氏・馬氏高昌国時代という可能性も認められるとされる。ところが左列五番目の欠名の人物の將軍号を考察すると必ずしもそのようには断定し得ない点もある。すなわち王氏は明威將軍の官名をもつ左列五番目の欠名（字は承祖）の人物について、明威將軍は五涼政権下では確認されず高昌国で置かれた將軍号であるとしながらも、五涼諸政権でこの將軍号が確認されないのは史書の欠落とも見なせるとする。しかしこの族譜に記載された人物の世代をどのように理解するかも重要である。つまり右列は一代目が「志」と「雙」・「志」の家系の二代目が「輔」と欠名の三番目の人物・「雙」の家系の二代目が安戎護軍である「經」・その三代目が「字養祖」であり、六段にわたって記されているのは三世代のみである。それに対して、左列は一代目が

「歆」・二代目が「純」と「藝」・「藝」の家系の三代目が「桑」・その四代目が明威將軍の官名をもつ欠名（字承祖）の五番目の人物・その次が欠名の五代目というように五世代にわたっている。そうすると左右の一代目が官名などから五胡十六国時代にあたるとしても、当然左右列の最後の世代の生きた時代は異なってくることになる、左側五番目の四代目が麴氏高昌国時代に明威將軍を授かった可能性は捨て切れないように思う。また明威將軍は『魏書』卷一一三官氏志に第六品上として記載されており、北魏政權下において授かった可能性も否定できない。王氏は本譜の被掲載者を西平麴氏と推定して、北涼滅亡以降にトゥルファンへ移住した集団と見ておられるようであるが、河西豪族のすべてがトゥルファンに移住したわけではない点にも注目すべきであろう。すなわち西涼李暠政權下にあったのであれば、北涼滅亡後に亡命先の伊吾から河西へ戻ってきた西涼の殘党（李暠の孫である李寶と帰附した遺民二千の集団・『魏書』卷三九）に含まれていたという可能性も考えられるし、北涼政權下の河西豪族のなかには北魏政權下に組み込まれたものもあることは周知のところである（例えば宋繇・張湛・宗欽・趙柔などの河西豪族・『魏書』卷五二）。また本譜の一族が仮に北魏政權下の河西と沮渠氏高昌国とに分断されたとしても本譜作成時までに分断された一族の情報がなんらかの方法で入手されていれば、このような系図も作成可能である。そのような可能性を考えれば、現在確認できる史料上からは、左側五番目の四代目が明威將軍号を授与されたのは河西政權・高昌政權（沮渠氏から麴氏）・北魏政權のいずれかの下であったと見るべきである。以上より本譜断片に記載された人物の生きた時代は、本残譜上に限れば、上限が五胡十六国時代で下限が高昌国時代または北魏時代となる。譜全体を考えると上限はもっと古くなる可能性があるものの確定し得ない。また本譜の制作年代を隋代以前とされる李氏の見解にもあるように、その下限はアスターナー一三号墓に最後に埋葬された張順の妻麴玉娥の墓表に記された義和四（六一七）年より以前である。

なお李氏は、左列二番目と三番目の間にこれらを結ぶ実線がないことについて、これを養子関係であると考えられるが、これは三番目と一番目との実線の引かれ方より、本断片左側で両者は結ばれていることが推測されるので、二番目と三番目は兄弟であるとするべきであろう。李氏は同様に右列二番目と三番目の間と、三番目と四番目の間にもそれぞれこれらを結ぶ実線がないことからこれを養子関係と見なされるが、これもそれぞれの実線の引かれ方から考えると、一番目と四番目は上部の横方向の同一の実線とそれぞれ結ばれていると見られるので、その関係は兄弟であり、一番目と三番目もまた実線で結ばれていると見なされるので、その関係は親子であって、二番目と三番目の関係は養子ではなく兄弟なのである（系図参照）。以上より、この点において李氏の見解には同意できない。

●王氏の郡望に関する考察について

王氏は譜主の郡望に関する考察において、本譜に記された夫人の孟氏・郭氏・衛氏の三氏のうち、郭氏・衛氏の郡望が記されていない理由を、この二氏が譜主と同じ郡望を有していたため省略されたと考え、これを根拠に郭氏・衛氏に共通する郡望である西平を史書より求めて譜主の郡望と考えられた。すなわち王氏は「この当時編纂された族譜で、「某郡某氏譜」という標題が附されているものはいずれも譜主の配偶者について、同郡であればみな注記せず、異なる郡に限っては郡望を注記したものと考えられる。」という。すなわち譜主と夫人の郡望が同じであれば、夫人の郡望は省略されるというのである。さらに「『世説新語』に附された劉孝標の注には族譜の例証が数多く引かれており、ここに列挙する必要はなかろう」と言われ、そのような郡望の省略がどのように行われたかを指摘する史料の提示はされなかった。私は族譜に関してそのような「原則」があることについては寡聞にして知らなかったの、試みに『世説新語』（尊経閣文庫所蔵金沢文庫本宋版：芸文印書館影印本、影印刊年不明）を利用して確認してみたが、残念ながら王氏の言われるような族譜の例証を見出すことができなかった。この「原則」（王氏は後日発表の論文「吐魯番出土《某氏族譜》」〈『敦煌研究』一九九三年第一期、一九九三年二月〉においてこの「原則」を「不文律」といわれるが、やはり例証は示されなかった）は、可能性としては推測できるかもしれないが、本譜の譜主の郡望を否定する上

で中心となる根拠であるがゆえに、もう少し詳細にかつ具体的な例証を提出していただきたかったと思う。

また王氏が本譜と同時代の族譜の例として指摘された編纂史料に引かれている族譜は記述形式が文章体であり、図式化されている本譜とは記述の方法が大きく異なっている。この点において王氏が指摘される『世説新語』の族譜の例と本譜が即同等に比較できるのであろうか。本譜のように族譜としての書誌データの欠如した族譜の考察においては、譜主の姓氏・郡望・時代の特定が重要であることは言うまでもないが、さらに族譜の編纂過程についても考えておくべきである。すなわちこのことは、本譜自体をどのように理解していくかということと同時に、同時代的な族譜纂修の風潮のなかで本譜をどのように位置付けるかということにも関連するのである。

●「太夏僑郡」について

左の欄の一番目の歆は太夏太守を歴任しているが、王氏はこの太夏郡について次のような解釈をされている。河州太夏郡を設置したのは前涼であり、設置の可能性を推定できるのは前秦・後秦・西秦であるが、前涼時代に歆が河州太夏郡の太守であった可能性は、当時の河州をめぐる情勢から認められないとされる。また歆が「世子庶子」・「駢馬護軍・酒泉太守」を歴任していることから、前秦・後秦・西秦の河州太夏郡の太守であったと考えることは不可能であるとされ、太夏郡を西涼が僑置した郡の一つであったと見なされる。一方、李氏は太夏郡を河州大夏郡と考えられたが、これは王氏の指摘されるように不可能である。

ところで王氏は、太夏郡を西涼政権下に僑置された郡であると推測されたが、実際にかかる僑郡は存在したのであろうか。駢馬という地名は、『晋書』卷一四地理志上・涼州酒泉郡の条に酒泉郡下の県名として記されている。しかし、西涼における僑郡設置については、『晋書』卷八七李玄盛伝の中に、

初、苻堅建元之末、徙江漢之人萬餘戸于敦煌、中州之人有田疇不闢者、亦徙七千餘戸。郭騰之寇武威、武威・張掖已東西奔敦煌・晋昌者數千戸。及玄盛東遷、皆徙之于酒泉、分南人五千戸置會稽郡、中州人五千戸置廣夏郡、餘萬三千戸分置武威・武興・張掖三郡、築城于敦煌南子亭、以威南虜。

とある。この記事は河西における人の流入とその徙民の状況を示した史料である。この中における西涼時代の記事は、李暠が東遷したとき、すなわち敦煌から酒泉に遷都したときに、五胡の乱から河西へ逃れて来た「南人」・「中州人」を會稽郡・廣夏郡・武威郡・武興郡・張掖郡に徙したというものである。李暠の東遷時期は、『魏書』卷九九李暠伝によれば、「（北魏）天賜中、改年建初、遷於酒泉」とあり、西涼の建初元年は四〇五年であるから、この徙民は四〇五年以降に行われたのである。なお当時の西涼の疆域は西は高昌郡であるが、東は酒泉であり、ここに記されている會稽郡・廣夏郡・武威郡・武興郡・張掖郡はいずれも西涼の疆域には含まれない。ゆえにこの五郡は王氏の言われるような僑郡であるとみることができよう。ところで王氏は、太夏郡について『晋書』卷八七李玄盛伝の東晋隆安四（四〇〇）年の李暠が大都督・大將軍・涼公・領秦涼二州牧・護羌校尉となった条で、「……趙開爲駢馬護軍・太夏太守……以招懷東夏」とあり、李暠の涼州牧就任時の西涼の疆域が敦煌郡・晋昌郡・高昌郡の三郡のみであったことから、三郡以外でここに記された郡太守は僑置された郡の太守であると見なされる。しかし史料は、どこにこれらの郡が設置されたのか、どのような人々が住んでいたのかということに関しては伝えず、単に郡太守の任命が行われた事実のみを記しているにすぎない。また武威郡・武興郡は設置が建初元（四〇五）年以降にもかかわらず、郡太守の任命は東晋隆安四（四〇〇）年に行われており、くしくも太夏郡太守の任命と同時である。以上より四〇〇年の郡太守任命は、実際の郡置をもたない太守の任命が含まれていたと見られる。また現在確認される史料からは、太夏郡は当時の西涼疆域下には含まれておらず、郡太守の任命に即郡置が伴うとは決めつけられないのである。ゆえに太夏郡を即僑郡とは認められないであろう。西涼は多くの僑郡を設置

したように従来考えられてきたが、その理由の一つは、西涼疆域に含まれない郡の名称をもつ太守の任命が行われているからであった。しかしその実態は郡置の実在しない太守も存在したのであるから、郡太守がいれば即郡置が存在し、その郡が疆域内になれば即僑郡であるというようには断定できないのである。さらにこの問題は、西涼の地方行政単位が、いかなる枠組みの下に設置され、施行されていたかという点から考えるべきであろう。

おわりに ― 本譜研究の展望 ―

本譜に関わる二つの論文を読みながら、私は終始つぎのような問題を考え続けたので、最後にそれを述べて研究の展望としたい。

すなわち本譜はなぜ作成されたのだろうか。そして本断片にあるような系図のスタイルは、中国における族譜（または家譜）編纂の影響なのか、それともトゥルファン独自のものなのか、ということである。本断片の記載内容は河西豪族の家系であるが、作成された場所は出土地であるトゥルファンの可能性がある。とすると、このような系図スタイルの族譜はトゥルファン社会独自のものという可能性も否定できないし、また本譜をもって当時の北朝社会における族譜の一史料と見ることもできなくなるのではないだろうか。つまり本譜のスタイルが果たして中国における家譜研究上にどのように位置づけられるのかが問題となる。この点について王氏はそこまで論及されなかったし、李氏は北朝史の中に本譜をすえて概観を試みられているにもかかわらず、この問題については何ら答えてはいない。もちろんこの問題の解決は、本断片のみではなく、王氏も指摘される『世説新語』などに引用されている多数の家譜やアスターナ五〇号墓出土の族譜断片などの考察と併せて行なわれるべきものであろう。

しかし、敢えて問題検討の方向性を示すとすれば、次のような点を指摘できよう。

まず、中国における修譜の目的としては、一族の組織化（団結や秩序統制）という族内に対しての目的と、官吏任用等の社会との関わり、すなわち族外に対しての目的が考えられる。このような修譜の目的が、果たして河西豪族社会やトゥルファン豪族社会においても認め得るかどうか、もし認め得るならば、かかる豪族社会は、中国における門閥社会の風潮とどのような関連性を有するのかをも考えるべきであろう。（完）

中央アジア出土唐代領抄文書一覧（補遺）

關 尾 史 郎 編

先に私は、「中央アジア出土唐代領抄文書一覧」と題して、トゥルファンをはじめ、ホータンやクチャなどから出土した表題の文書を整理して、一〇九点の文書について内容を検討しつつ文書としての表題を確定した（本誌第五八号、一九九一年、参照）。しかしその後、『吐魯番出土文書』（以下、『文書』）の最終巻である第一〇冊（北京 文物出版社、一九九一年）を入手し、そこに「……抄」という表題を付された文書が数多く収録されていることを知った。丹念にその内容を検討すると、そのうちの多くは官衙が錢物の納入者である民戸に交付する「領抄文書」ではなく、官衙が錢物の支払先となった官員や民戸から回収した文書で、かつて私が便宜的に「付領文書」⁽¹⁾と名づけた文書であることが明らかになった。すなわち領収書という点では「領抄文書」と全く同じ性格を有しているが、文書としての動き方は領抄文書が官衙→民戸だったのに対し、こちらのほうは官員・民戸→官衙（ただし文書の作成主体は官衙だったと思われる）というようにいわば全く正反対で、対照的な機能を有していたものである。

したがってここでは前稿の補遺として、領抄文書のみならず第一〇冊に収録されている「……抄」という表題が付された文書全般について、簡単に整理しておきたい。なお文書の表題に関しては、前稿同様、『文書』のそれを若干あらためたものがある。

第一〇冊に収録されている「……抄」と表題が付された文書のうちで、明らかに領抄文書と判断されるのは、次の一点だけである。

①唐天寶三（七四四）載十一月淳于孝詮納供客和？粟抄（73TAM506:04/3 〈録〉『文書』X、二七四頁）

税種については不明確だが、交付者は典の張祖である。

これ以外の多くは付領文書と判断されるものだが、なかには付領文書本来の「付某人領」という様式をとらず、加えて画指も欠くものもいくつかある。このような事例を抜き出してみよう。

②唐開元十八（七三〇）年三月出糶夏季糧抄（二件）（73TAM506:4/2 〈録〉『文書』X、一一頁）

③唐開元十九（七三一）年十一月□六鎮將康神慶抄（73TAM506:4/14 〈録〉同、三四頁）

④唐年次未詳（八世紀前期）二月閭庭殘抄（73TAM506:4/27 〈録〉同、四九頁）

この三点の文書は②の第一件を除き、いずれも末尾が領抄文書のように、「抄」字で結ばれている（②の第一件も第二件と同じ内容なので、「抄」字こそ欠いているが、同様に考えてよからう）。

②は「夏季糧」を張光と張光輔に出糶し⁽²⁾、両者が錢を納入した際に作成された文書で、ともに官職不明の高成が最後に自署している⁽³⁾。③は末尾に康神慶の名（自署ではないようである）が見えているが⁽⁴⁾、内容的には「□限今月廿五日□□、如違限不還、一依官法生利」とあるので、官が関与した貸借に関わることは推定できるものの、もう一方の当事者は不明である。また④は表題からも明らかなように、残欠が著しいが、一方の当事者は趙小相である⁽⁵⁾。

④はともかくとして、②と③は単純に錢物が一方からもう一方に動いたわけではなく、双方から、しかも時間的な間隔をおいて錢物が動いたと考えられる。かかる場合、契約文書のように当事者双方に有効な文書が作成・交付されたとしてもおかしくなく、とすれば領抄文書か付領文書か、という二者択一的な判断は問題の解決にはなるまい。今後は文書の様式のみならず、内容にも配慮しながら両者の中間ともいべきこのような文書に対する分析を深めてゆく必要があると考える⁽⁶⁾。

【註】

- (1) 關尾「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」（四）（『人文科学研究』〈新潟大学人文学部〉第八一輯、一九九二年）、第二節第一項の2を参照されたい。
- (2) 張光と張光輔が同一人という可能性も捨てきれないが、両者とも別の文書にも見えているので、ここでは断定は控えたい。
- (3) ただし第一件では八碩八斗の対価が九〇〇文なのに、同日の第二件では九碩の対価が七五〇文となっている。
- (4) 康神慶の所属する鎮を『文書』は俱六鎮とする（『文書』X、三四頁注釈〔一〕）。
- (5) 冒頭に姓名のある趙小相がなんらかの錢物を受けたようだが、付領文書であれば少なくとも末尾に再度彼自身の名が記されたはずである。
- (6) とくに②については、関連文書とおぼしき文書が少なくないので、これらも含めて再検討する必要があるだろう。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)